

令和7年度

第3回鳥取市安全で安心なまちづくり推進協議会

日 時：令和7年11月21日(金) 13:30～

場 所：鳥取市役所本庁舎 2階 多目的室 1

次 第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議事
 - (1) 報告事項
第3期鳥取市安全で安心なまちづくり基本計画（案）に関する市民政策コメント
の実施結果について …【資料1】【資料2】
 - (2) 協議事項
安全で安心なまちづくり功労者表彰候補者の選考について …【資料3】
- 4 その他
今後のスケジュールについて …【資料4】
- 5 閉 会

鳥取市安全で安心なまちづくり推進協議会委員

令和7年11月21日現在

番号	区分	所属	役職	氏名	備考
1	学識経験に属する者	鳥取大学地域学部	准教授	さとう まさし 佐藤 匡	
2	関係機関に属する者	一般社団法人 鳥取県警備業協会	副会長	やまもと ひろゆき 山本 宏幸	
3	関係機関に属する者	鳥取警察署生活安全課	課長	にしはら やすし 西原 億	
4	関係団体に属する者	鳥取市自治連合会	副会長	やまもと たかひさ 山本 孝久	
5	関係団体に属する者	鳥取市小学校 PTA 連合会	小学校 PTA 会長	なかお かずのり 中尾 和紀	
6	関係団体に属する者	鳥取市中学校 PTA 連合会	中学校 PTA 会長	おろじ なおき 下石 直生	
7	関係団体に属する者	鳥取更生保護女性会	会長	むらかみ まゆみ 邨上 真由美	
8	関係団体に属する者	鳥取地区少年健全育成指 導員等連絡会	副会長	いしい あきら 石井 明	
9	公募による者	公募委員		ふじい くみ 藤井 久美	
10	公募による者	公募委員		みやわき としひこ 宮脇 俊彦	

任期：令和6年7月26日～令和8年7月25日

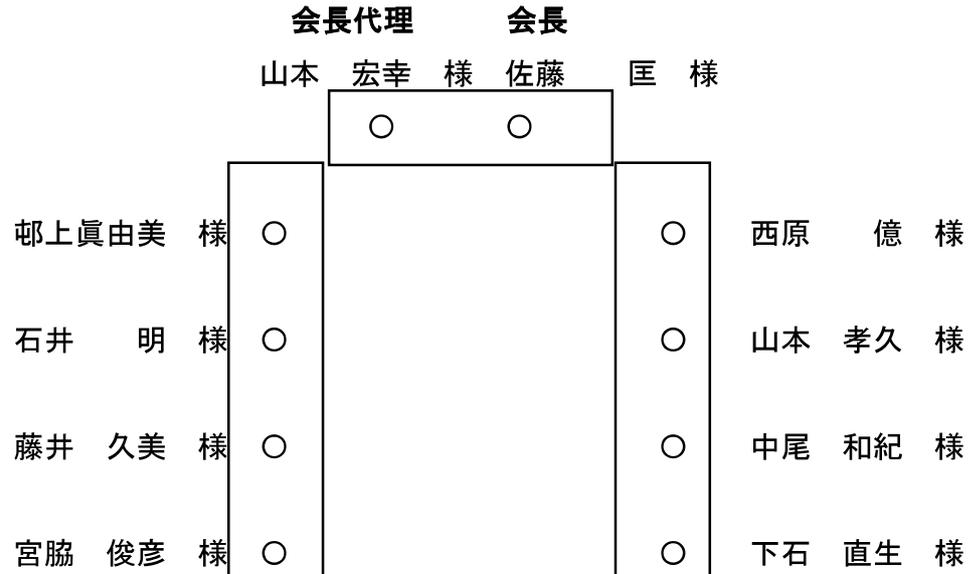
（順不同、敬称略）

10人

第3回鳥取市安全で安心なまちづくり推進協議会 配席図

日時：令和7年11月21日（金）13:30～15:00

場所：市役所本庁舎2階 多目的室1



【事務局】

中林 原田 酒本 小森

傍
聴
席

出入口

第3期基本計画（案）

第1章 基本計画策定の趣旨等

1 基本計画策定の趣旨

犯罪を未然に防止し、犯罪の被害に遭わずに市民の皆さんが安全で安心して暮らすことができるまちづくり（以下「安全で安心して暮らせるまちづくり」という。）を推進するためには、市並びに市民、事業者及び土地所有者等（以下「市民等」という。）並びに警察その他関係機関及び関係団体（以下「関係機関等」という。）がより連携を深め、活動を継続して行うことが重要です。

本市では、平成18年1月1日に、犯罪を未然に防止し、市民が安全に、かつ、安心して暮らすことができるまちづくりについて基本理念、基本計画等を定め、市及び市民等の責務を明らかにすることにより、安全で安心な地域社会の実現を図ることを目的とした「鳥取市安全で安心なまちづくり推進条例」を施行し、同条例に基づき、「鳥取市安全で安心なまちづくり基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進してきました。

本市では、本基本計画に基づき、市民の防犯意識向上や安全確保等に取り組んできましたが、平成28年度から令和7年度までの第2期計画期間が終了することから、これまでの取組状況を踏まえ、社会情勢や犯罪の態様の変化等に伴う現状の課題に対応するため、基本計画の見直しを行い、改めて令和8年度からの10年間の基本計画を策定するものです。

2 基本計画の施策対象の範囲

安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するためには、犯罪対策、防犯対策及び犯罪被害者支援について総合的に取り組む必要があります。この基本計画は、それらの取り組みの中でも市民に最も身近な基礎自治体として、地域の身近な課題として取り組むべき、**地域における防犯活動**の推進を対象とします。

3 計画期間

この基本計画の計画期間は、**令和8年度から令和17年度**までの10年間とします。

第2期基本計画（現行）

第1章 基本計画策定の趣旨等

1 基本計画策定の趣旨

犯罪を未然に防止し、犯罪の被害に遭わずに市民の皆さんが安全で安心して暮らすことができるまちづくり（以下「安全で安心して暮らせるまちづくり」という。）を推進するためには、市並びに市民、事業者及び土地所有者等（以下「市民等」という。）並びに警察その他関係機関及び関係団体（以下「関係機関等」という。）がより連携を深め、活動を継続して行うことが重要です。

本市では、平成18年1月1日に、犯罪を未然に防止し、市民が安全に、かつ、安心して暮らすことができるまちづくりについて基本理念、基本計画等を定め、市及び市民等の責務を明らかにすることにより、安全で安心な地域社会の実現を図ることを目的とした「鳥取市安全で安心なまちづくり推進条例」を施行し、同条例に基づき、「鳥取市安全で安心なまちづくり基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進してきました。

この度、平成18年度から平成27年度までの計画期間の終了に合わせ、社会情勢の変化等に対応するため、基本計画の見直しを行い、改めて平成28年度からの10年間の基本計画を策定するものです。

2 基本計画の施策対象の範囲

安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するためには、犯罪対策、防犯対策及び犯罪被害者支援について総合的に取り組む必要があります。この基本計画は、それらの取り組みの中でも市民に最も身近な基礎自治体として、地域の身近な課題として取り組むべき**地域防犯**の推進を対象とします。

3 計画期間

この基本計画の計画期間は、平成28年度から令和7年度までの10年間とします。

第3期基本計画（案）

第2章 現状及び課題

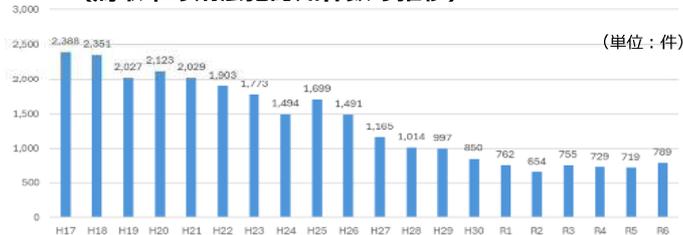
1 犯罪の現状

本市における刑法犯認知件数は、減少傾向で推移しながら、令和2年には654件となりましたが、令和3年は755件と増加に転じ、令和6年は789件と近年増加傾向にあります。

犯罪種別は、空き巣、車上ねらい、自転車盗、万引き、性犯罪等と多岐に及んでいるほか、特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺等については、手口の巧妙化、多様化が進み、年齢層を問わず被害が発生しています。

また、犯罪をした人の約半数が再び罪を犯している現状にあります。

（鳥取市の刑法犯認知件数の推移）



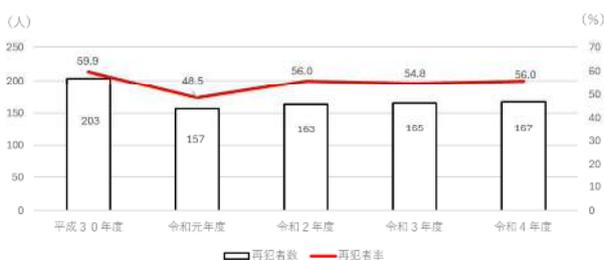
（鳥取市の刑法犯認知状況（犯罪種別））

区分	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他	刑法犯認知件数
令和2年	5	63	459	54	5	68	654
令和3年	5	76	538	38	13	85	755
令和4年	8	103	488	34	14	82	729
令和5年	4	80	515	42	13	65	719
令和6年	6	62	562	61	24	74	789

（罪種区分）

- 凶悪犯・・・（殺人、強盗、放火等）
- 粗暴犯・・・（暴行、傷害、脅迫、恐喝等）
- 窃盗犯・・・（空き巣、車上ねらい、自転車盗、万引き等）
- 知能犯・・・（詐欺、横領、偽造等）
- 風俗犯・・・（賭博、不同意わいせつ等）
- その他・・・（器物損壊、住居侵入等上記以外の犯罪）

（鳥取市を管轄する鳥取、智頭、浜村警察署管内の再犯者の状況）



資料：法務省矯正局広島矯正管区

第2期基本計画（現行）

第2章 現状及び課題

1 犯罪の現状

鳥取県内における刑法犯認知件数は、平成15年の9,302件をピークに連続して減少しており、本市においても概ね減少傾向で推移しています。

一方で、近年は振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺が増加し、その手口も多様化、巧妙化しており、年齢層を問わず被害が発生しています。

2 生活環境の変化

社会の少子高齢化及び国際化や高度情報化は着実に進展しており、これらの社会情勢の変化がもたらす市民生活や地域社会の変化、個人の生活様式や価値観の多様化、地域の結びつきの希薄化は、市民が犯罪に巻き込まれやすい状況を生み出すとともに、将来を担う子どもたちに生活の知恵や規範意識を教える機会を少なくする一因となっています。また、インターネット環境の充実やスマートフォンの普及による交流サイト（SNS）を使った情報ネットワークの拡大並びに交通網の整備に伴う生活圏の拡大は、利便性を向上させる一方で犯罪の新たな要因となっています。

3 課題

以上のような状況の下、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するためには、

- ① 自らを守る意識の高揚
- ② 連携体制・情報共有の推進
- ③ 協働による地域における防犯活動の推進
- ④ 犯罪が起こりにくい都市環境の整備
- ⑤ 再犯防止対策の推進

が重要であり、かつ課題ともなっています。

第3章 基本計画の基本的な考え方

安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するためには、「自らの安全は自らで守り、地域の安全は住民が協力して守り、犯罪が起こりにくい環境をつくる」ことが重要です。

安全で安心して暮らせるまちづくりの推進にあたっては、これらを踏まえ、次の5点を本計画の基本的な方針とします。

1 自らを守る意識の高揚

安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するために、町内会（自治会）、地区公民館及び関係団体等との連携を強化し、地域ぐるみの防犯体制の充実を図るとともに、市民一人ひとりの防犯意識の高揚等に努め、犯罪のない地域社会を目指します。

安全で安心して暮らせるまちづくりの原点は、「自らの安全は自らで守り、地域の安全は住民が協力して守る」ことであり、住民自らが防犯意識を持ち続けることはもちろんのこと、日頃から住民みんなが力をあわせ、地域で助け合っているよう、地域の実態にあったコミュニティを構築していくことが必要です。

2 生活環境の変化

少子・高齢化及び国際化や高度情報化社会の進展は急速に進行しており、これらの社会情勢の急激な変動がもたらす市民生活や地域社会への変化、個人の生活様式や価値観の多様化、高層マンションの増加等による地域の結びつきの希薄化は、将来を担う子どもたちに生活の知恵や規範意識を教える機会を少なくする一因となっています。また、インターネットなどの情報通信技術の発達や、交通網の整備に伴う生活圏の拡大は、犯罪の新たな要因となっています。

3 課題

以上のような状況の下、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するためには、

- ① 自らを守る意識の高揚
- ② 連携体制・情報共有の推進
- ③ 協働による地域防犯活動の推進
- ④ 犯罪防止に重点を置いた都市環境整備

が重要であり、かつ課題ともなっています。

第3章 基本計画の基本的な考え方

安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するためには、「自らの安全は自らで守り、自らの地域は自らで守る、犯罪の起こりにくい環境をつくる」ことが重要です。

安全で安心して暮らせるまちづくりの推進にあたっては、これらを踏まえ、次の4点を基本的な方針とします。

1 自らを守る意識の高揚

安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するために、町内会、地区公民館及び関係団体等との連携を強化し、地域ぐるみの防犯体制の充実を図るとともに、市民一人ひとりの防犯意識の高揚等に努め、犯罪のない地域社会を目指します。

安全で安心して暮らせるまちづくりの原点は、「自らの安全は自らで守り、自らの地域は自らで守る」ことであり、住民自らが防犯意識を持ち続けることはもちろんのこと、日頃から住民みんなが力をあわせ、地域で助け合っているよう、地域の実態にあったコミュニティを構築していくことが必要です。

第3期基本計画（案）

2 連携体制・情報共有の推進

変更なし

3 協働による地域における防犯活動の推進

地域の安全を確保し、より大きな効果をあげるためには、各地域において、市や市民等、関係機関・団体等地域の構成員が、地域における防犯上の課題を解決するため、対等の立場で補い合い連携・協力（協働）していくことが必要です。また、地域に住む人たちが、安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指して、お互いに助け合い、話し合いながら活動（協働）していくことが、地域における防犯活動の推進に向けた重要な要素です。

4 犯罪が起こりにくい都市環境の整備

安全で安心なまちづくりを推進するためには、犯罪や不良行為者のい集（たむろすること）などの迷惑行為が起こりにくい都市環境の整備が必要です。道路、公園等の生活に密着する公共の場所において、見通しの確保や防犯灯の設置等、犯罪や迷惑行為の防止に配慮した施設の整備・維持管理に努める必要があります。また、防犯カメラは、各種犯罪の抑止とともに発生した犯罪の早期解決のために有用なものですが、その設置及び運用に当たっては、プライバシーをはじめとする個人の権利を侵害しないよう人権への配慮も重要です。

5 再犯防止対策の推進

犯罪をした人等の多くは安定した仕事や住居が確保できないなどの理由から、社会復帰が困難であるために、犯罪を繰り返す状況があります。

こうした人々の孤立化を防ぎ、地域社会との絆を構築することなどによって再犯を防止していくことが、安全で安心なまちづくりにつながります。

市民や事業所等の理解と協力を得ながら、犯罪をした人等の社会復帰を関係機関が連携して支援していく必要があります。

第2期基本計画（現行）

2 連携体制・情報共有の推進

防犯対策に取り組むにあたっては、犯罪に関する情報を素早く得る必要があります。市・市民等・関係機関等がお互いに連携をとり合い、情報の共有化を図ることが重要です。

3 協働による地域防犯活動の推進

地域の安全を確保し、より大きな効果をあげるためには、各地域において、市・市民等・関係機関等が一体となって地域防犯活動に取り組むことが不可欠です。そして、地域に住む人たちが、お互いに助け合い、話し合いながら、よりよい環境、より豊かな暮らしを求めて、安全で安心して暮らせる社会を築いていくことが、地域防犯活動の推進に向けた重要な要素です。

4 犯罪防止に重点を置いた都市環境整備

犯罪の発生しにくい環境づくりには、防犯の視点を取り入れた施設整備等のハード面や施設の維持管理等のソフト面に対する施策が必要です。

第3期基本計画（案）

第4章 安全で安心して暮らせるまちづくり施策の推進

1 防犯対策の推進

(1) 市の取り組み

変更なし

ア 知識の普及と啓発活動の推進

変更なし

(ア) 地域の防犯意識の高揚

自主防犯活動団体、金融機関、商店・コンビニエンスストア等の協力によって、市民等への防犯情報の周知と市民等からの防犯情報の収集を行い、地域の防犯意識の高揚を図ります。

(イ) 広報活動の推進

防犯に関する知識を普及・啓発するため、報道機関への情報提供を行うとともに、市報、**公式ウェブサイト、公式LINE等のSNS**、出前講座等の活用によって、防犯情報を積極的に提供し、広報活動の推進強化を図ります。

(ウ) 市主催イベントにおける啓発活動

市主催イベントにおいて、チラシ等を配布する**など**、防犯意識の啓発に努めます。

(エ) 事業者への啓発活動等

事業者に対し、従業員への防犯意識の普及と啓発並びに防犯対策を施した施設の整備、さらには、地域住民と連携して安全で安心して暮らせるまちづくりの推進を図るよう**協力依頼を行います**。

イ 地域における防犯活動への支援

地域における犯罪を未然に防止し、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するためには、市民等や各種団体等が一体となり、幅広く活動していくなどの地域単位での自主的な防犯活動が非常に重要です。また、相談しやすい環境を**整える**ことで、より一層の推進に努めます。

第2期基本計画（現行）

第4章 安全で安心して暮らせるまちづくり施策の推進

1 市の取り組み

市は、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、市民等と協働し、自主・自立の精神に支えられた良好な地域コミュニティを築くための必要な施策を実施します。

(1) 知識の普及と啓発活動の推進

地域における犯罪を未然に防止するためには、市民一人ひとりが防犯に関する知識を持つことが必要です。市民等への知識の普及や啓発活動を推進するため、次の施策を実施します。

ア 地域の防犯意識の高揚

自主防犯活動団体、金融機関、商店・コンビニエンスストア等の協力によって、市民等への防犯情報の周知と市民等からの防犯情報の収集を行い、地域防犯意識の高揚を図ります。

イ 広報活動の推進

防犯に関する知識を普及・啓発するため、報道機関への情報提供を行うとともに、市報、ホームページ、登録制メール、出前講座等の活用によって、防犯情報を積極的に提供し、広報活動の推進強化を図ります。

ウ 市主催イベントにおける啓発活動

市主催イベントにおいて、チラシ等を配布することにより、防犯意識の啓発に努めます。

エ 事業者への啓発活動等

事業者に対し、従業員への防犯意識の普及と啓発並びに防犯対策を施した施設の整備、さらには、地域住民と連携して安全で安心して暮らせるまちづくりの推進を図るよう協力依頼を行うとともに、支援施策についても検討します。

(2) 地域防犯活動の支援

地域における犯罪を未然に防止し、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するためには、市民等や各種団体等が一体となり、幅広く活動していくなどの地域単位での自主的な地域防犯活動が非常に重要です。また、相談しやすい環境をつくることで、より一層の推進に努めます。

第3期基本計画（案）

(ア) 地域の自主的な防犯活動への支援及び相談体制の充実

地域における犯罪発生状況や発生場所などについて、警察からの情報をもとに市民等に提供するとともに、**地域で防犯活動を行う自主防犯活動団体等**への支援を行います。また、窓口や電話による相談体制を充実し、被害につながるおそれがある内容については、関係機関等への**情報提供等**を行います。

(1) 表彰の実施 変更なし

ウ 犯罪が起こりにくい都市環境整備の推進

安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するためには、犯罪や不良行為者のい集などの迷惑行為が起こりにくい都市環境の整備が必要です。市が有する公共施設等の整備や維持管理に当たっては、犯罪や迷惑行為の未然防止に配慮するなど、犯罪が起こりにくい都市環境に資する施策を推進します。

(ア) 道路照明灯及び防犯灯の整備

道路照明灯の設置については、夜間における交通事故防止と円滑な交通を確保するためだけでなく、夜間における歩行者等の通行の安全確保を視野に入れ整備を行います。また、防犯灯の設置については、まちを明るくし歩行者等の安全を確保するとともに、ひったくりなどの犯罪の防止を図るため、町内会等と協議を行いながら効果的な整備を実施します。

(1) 防犯カメラの適切かつ効果的な整備・運用の促進

市有施設への防犯カメラについては、「**市有施設防犯カメラ整備方針（令和3年2月策定）**」に基づき、**プライバシーの保護に十分留意しつつ、効果的な整備に努めます。また、鳥取県が策定した「防犯カメラの設置及び運用に関する指針（平成28年11月策定）」**や**個人情報保護法**に基づき、**防犯カメラの有用性とプライバシー保護の調和を図り、適切かつ効果的な設置・運用が図られるよう、事業者、地域団体、市民等に対する啓発活動に努めます。**

(ウ) 駐車場及び自転車駐輪場等における安全対策

市が有する**駐車場及び自転車駐輪場等**については、**盗難や器物損壊等の犯罪**を防止するため施設の整備や管理運営強化に努めます。

第2期基本計画（現行）

ア 地域防犯活動の支援及び相談体制の充実

地域における犯罪発生状況や発生場所などについて、警察からの情報をもとに市民等に提供するとともに、自主防犯活動団体への支援を行います。また、窓口や電話による相談体制を充実し、被害につながるおそれがある内容については、関係機関等への連絡等を行います。

イ 表彰の実施

安全で安心なまちづくりの推進に顕著な功績があった市民等や各種団体を表彰します

(3) 犯罪防止に重点を置いた都市環境整備

犯罪の発生しにくい環境づくりには、防犯の視点を取り入れた施設整備等のハード面や施設の維持管理等のソフト面に対する施策が必要です。

ア 道路照明灯及び防犯灯の整備

道路照明灯の設置については、夜間における交通事故防止と円滑な交通を確保するためだけでなく、夜間における歩行者等の通行の安全確保を視野に入れ整備を行います。また、防犯灯の設置については、まちを明るくし歩行者の安全を確保するとともに、ひったくりなどの犯罪の防止を図るため、町内会等と協議を行いながら効果的な整備を実施します。

イ 防犯カメラの整備

防犯カメラについては、犯罪の防止、抑止効果が見込まれるとともに、事件の早期解決や災害発生時の被害状況の確認にも有用であることから、市有施設の設置場所や管理体制を定めた整備方針を策定し、プライバシーの保護に十分留意しつつ、必要最小限で効果的な整備に努めます。

ウ 駐車場及び自転車駐輪場等における安全対策

駐車場については、自動車盗難や車上狙いを防止するための施設の整備や管理運営強化に努めます。また、自転車駐輪場についても、防犯に配慮した施設整備や管理運営の強化に努めます。

第3期基本計画（案）

(I) 公園や公衆トイレにおける安全対策

変更なし

(A) 建物における安全対策

変更なし

(カ) 市有地における安全対策

変更なし

(キ) 通学路等の安全対策

変更なし

工 保育・幼稚園、小・中・義務教育学校等における安全対策の推進

(7) 保育・幼稚園、小・中・義務教育学校等の防犯管理体制の整備

変更なし

(1) 侵入者の防止対策

変更なし

(ウ) 保護者、地域、関係機関等との連携の強化

変更なし

(I) 「こども（かけ込み）110番の家・店」等の拡充

地域における家庭や事業者等の協力を得て、子どもたちが**危険**を感じたときに駆け込み、身の安全を確保するための「こども（かけ込み）110番の家・店」等の**取組推進と周知に努めます**。

第2期基本計画（現行）

工 公園や公衆トイレにおける安全対策

公園においては、死角をつくらぬ樹木等の配置や照明灯の整備とともに、公園などに公衆トイレを設置する場合には、周囲からの見通しや照度の確保、防犯ベルの設置など、個々の立地条件、利用状況等を勘案し整備することとし、施設の適正な維持管理に努めます。

オ 建物における安全対策

防犯性を高めるため、死角になりやすい場所の解消を図る等、市民が安心して利用できる建物の整備に努めます。

カ 市有地における安全対策

市有地については、安全な環境を保持するため、適正な維持管理を行います。

キ 通学路等の安全対策

学校、保護者、地域住民、教育委員会、道路管理者及び警察による合同点検の結果を踏まえ、児童・生徒などが日常的に通学・通園等に利用している通学路等の適正な整備・維持管理に努めます。

(4) 保育・幼稚園、小・中・義務教育学校等における安全対策の推進

ア 保育・幼稚園、小・中・義務教育学校等の防犯管理体制の整備

保育・幼稚園、小・中・義務教育学校等（以下「学校等」という。）は、園児・児童・生徒等（以下「児童等」という。）が一日の大半を過ごす生活の場であり、児童等の安全確保を図るため、教職員等による学校等の防犯管理体制を整備します。

イ 侵入者の防止対策

学校等の施設への出入り口をできるだけ少ない箇所限定するとともに、防犯カメラ、非常警報装置等の防犯警備機器を活用し、侵入者の防止に努めます。

ウ 保護者、地域、関係機関等との連携の強化

児童等の登下校時等の安全確保を図るため、積極的に情報を発信するなど、保護者、地域、関係機関等との連携の強化を行います。

エ 「こども（かけ込み）110番の家・店」等の拡充

地域における家庭や事業者等の協力を得て、子どもたちが**危機感**を感じたときに駆け込み、身の安全を確保するための「こども（かけ込み）110番の家・店」等の拡充を行います。

第3期基本計画（案）

(イ) 安全教育の充実

各種事件や事故を想定した安全教育を計画的・継続的に実施し、児童等が防犯についての知識を身につけ、危険を回避する方法等について理解するとともに、自ら安全な行動がとれるよう努めます。

特に、児童等が、十分に危険性を認識しないままスマートフォン等を利用してしまうことに起因して、インターネット掲示板やSNSなどへの書き込みによる個人情報の流出や著作権の侵害等のトラブルに巻き込まれたり、性犯罪に発展した事例も発生しており、適正な利用及び被害防止対策についての教育を行います。

(カ) 子どもたちの参画による安全対策の推進

変更なし

(キ) 施設及び通学路周辺の安全点検

定期的に施設及び通学路周辺を点検し、施設管理者等との情報の共有化を図るとともに把握した危険箇所等については関係機関と連携して危険性の解消に努めます。

オ 青少年等を対象とした施策の推進

青少年の健全育成及び非行の防止を図るため、関係機関等と連携し、青少年の街頭補導、相談及び広報啓発等の活動を推進します。また、若者を中心にSNS等の利用による犯罪被害や、意図せず犯罪行為へ加担してしまう等の様々なトラブルを防止するための広報啓発等の活動を推進します。

ク 高齢者、障がいのある人を対象とした施策の推進

高齢者や障がいのある人が、自らの生活の安全を確保していくうえで必要とされる知識の普及や啓発を実施するとともに、具体的な方策について、関係機関等と協議検討を行い、高齢者や障がいのある人が安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に努めます。

特に、特殊詐欺に狙われやすい高齢者に対しては、様々な広報媒体を活用した情報発信や出前講座等の啓発活動を推進するとともに、各種団体等と連携しながら、高齢者宅の訪問時に注意喚起を実施するほか、関係機関等と連携して、被害の未然防止対策を推進します。

キ 人材の育成

地域において、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するための原動力となり、地域において防犯活動を支えていく人材を育成するため、関係機関等との連携のもと、市民等を対象とする研修会やリーダー養成講習会等を企画するとともに、研修会等への計画的な参加による人材育成に努めます。

第2期基本計画（現行）

オ 安全教育の充実

各種事件や事故を想定した安全教育を計画的・継続的に実施し、児童等が防犯についての知識を身につけ、危険を回避する方法等について理解するとともに、自ら安全な行動がとれるよう努めます。

特に、児童等が、急速に普及したスマートフォン等を、知識が浅い状態で利用してしまうことに起因して、個人情報流出や著作権の侵害等のトラブルに巻き込まれる事例も発生しており、適正な利用についての教育を行います。

カ 子どもたちの参画による安全対策の推進

子どもたちと協力して行う「地域安全マップ」づくりを通し、通学路周辺の危険箇所の確認や点検を行うなどの被害防止教育を推進します。

キ 施設及び通学路周辺の安全点検

定期的に施設及び通学路周辺を点検し、施設管理者等との情報の共有化を行います。

(5) 青少年を対象とした施策の推進

青少年の健全育成及び非行の防止を図るため、関係機関等と連携し、青少年の街頭補導、相談及び広報啓発等の活動を推進します。

(6) 高齢者、障がいのある人を対象とした施策の推進

高齢者や障がいのある人が、自らの生活の安全を確保していくうえで必要とされる知識の普及や啓発を実施するとともに、具体的な方策について、関係機関等と協議検討を行い、安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に努めます。

特に、近年増加傾向にある高齢者を狙った特殊詐欺については、有効な施策の推進に努めます。

(7) 人材の育成

地域において、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するための原動力となり、地域防犯活動を支えていく人材を育成するため、関係機関等との連携のもと、市民等を対象とする研修会やリーダー養成講習会等を企画するとともに、研修会等への計画的な参加による人材育成に努めます。

第3期基本計画（案）

ク 空き家等の適正な管理の促進

空き家の中には、十分な管理がされず放置された建物があり、老朽化による倒壊の危険で住民生活を脅かしたり、不審者の侵入など防犯上の問題となる恐れがあるため、「鳥取市空き家等対策計画（第2期）（令和6年10月策定）」等に基づき空き家等の所有者等に対し適正な管理を促していきます。

ケ 推進体制・情報共有の充実

変更なし

(2) 市民の取り組み

市民は、「自らの安全は自らで守り、**地域の安全は住民が協力して守る**」ことが安全で安心して暮らせるまちづくりの原点であることを自覚したうえで、地域住民や警察、各種団体等と相互に連携をとり、一体となって地域の実情にあった啓発活動を実施します。あわせて、**市民一人ひとり**が幅広く防犯に関する正しい知識を持ち、防犯意識の高揚を図るとともに、積極的に**地域における防犯活動**に取り組みます。

ア 知識の習得と啓発活動への参加

地域における犯罪を未然に防止するためには、市民一人ひとりが防犯に関する正しい知識を持つことが必要です。**市民が**防犯知識の習得と啓発活動に積極的に参加するため、次の活動を実施します。

(ア) 地域の防犯意識の高揚

市、警察、**市民等、各種団体**、さらに、市民に身近なコンビニエンスストア等から得られる防犯情報等を積極的に活用し、地域の防犯意識の高揚に努めます。

(イ) 防犯知識の習得

変更なし

(ウ) 啓発活動への参加

市や関係機関が実施する街頭キャンペーン、研修会等、安全で安心して暮らせるまちづくり活動の一環として行われる各種啓発活動へ積極的に参加・協力します。

(エ) 情報の収集・提供

市報、**公式ウェブサイト**、チラシ、ポスター、**公式LINE**等から得られる防犯に関する情報の収集に努めるとともに、警察・市・市民等へ情報の提供を行うことによって、地域における防犯対策の向上に努めます。

第2期基本計画（現行）

(8) 空き家等の適正な管理の促進

十分な管理がされず放置された空き家等は老朽化し、倒壊等のおそれがあります。このため、危険な空き家等の所有者等に対し適正な管理を促していきます。

(9) 推進体制・情報共有の充実

地域の実情を考慮し施策を総合的に推進するため、市民等や関係機関等との連携体制・情報共有を充実します。

2 市民の取り組み

市民は、「自らの安全は自らで守り、自らの地域は自らで守る」ことが安全で安心して暮らせるまちづくりの原点であることを自覚したうえで、地域住民や警察、各種団体等と相互に連携をとり、一体となって地域の実情にあった啓発活動を実施します。あわせて、一人ひとりから地域全体にいたるまで幅広く防犯に関する正しい知識を持ち、防犯意識の高揚を図るとともに、積極的な地域防犯活動に取り組みます。

(1) 知識の習得と啓発活動への参加

地域における犯罪を未然に防止するためには、市民一人ひとりが防犯に関する正しい知識を持つことが必要です。防犯知識の習得と啓発活動に積極的に参加するため、次の活動を実施します。

ア 地域の防犯意識の高揚

市、警察、市民を中心とした団体、企業・金融機関・商店等を中心とした各種団体、さらに、市民に身近なコンビニエンスストア等から得られる防犯情報等を積極的に活用し、地域の防犯意識の高揚に努めます。

イ 防犯知識の習得

市や警察等が開催する研修会や講習会等へ積極的に参加し、防犯に関する正しい知識の習得に努めます。

ウ 啓発活動への参加

市、関係機関が実施する街頭キャンペーン、研修会等、安全で安心して暮らせるまちづくり活動の一環として行われる各種啓発活動へ積極的に参加・協力します。

エ 情報の収集・提供

市報、ホームページ、チラシ、ポスター、登録制メール等から得られる防犯に関する情報の収集に努めるとともに、警察・市・市民等へ情報の提供を行うことによって、地域における防犯対策の向上に努めます。

第3期基本計画（案）

イ 地域における防犯活動の実施等

自らの地域を守っていけるよう、住民がお互いに連携・協力し、地域の实情にあった自主的な防犯活動の実施に努めます。

(7) 地域における防犯活動の実施

市や警察等から得られる地域の防犯情報や、研修会・講演会等で習得した防犯に関する知識を活用し、地域が一体となって、防犯パトロールなどの防犯活動の実施に努めます。

(1) 身の回りの安全点検

「自らの安全は自らで守る」ことを基本に、防犯に関する研修会等で習得した防犯に関する知識等を活かし、防犯機能を強化した住まいづくりなど、身の回りの安全点検を行います。

(2) 地域における安全点検

自らの地域を守っていけるよう、住民がお互いに連携・協力し、地域の安全点検を行うとともに、地域安全マップを作成することによって、地域コミュニティ意識の向上を図ります。

ウ 私有地及び建物の適正な維持管理

変更なし

エ 学校等における安全対策の推進

(7) 登下校時等における子どもの安全確保

変更なし

(1) 「こども（かけ込み）110番の家」等への協力

変更なし

(2) 施設及び通学路周辺の安全点検

変更なし

第2期基本計画（現行）

(2) 地域防犯活動の実施等

自らの地域は自らで守っていけるよう、住民がお互いに連携・協力し、地域の实情にあった自主的な地域防犯活動の実施に努めます。

ア 地域防犯活動の実施

市や警察等から得られる地域の防犯情報や、研修会・講演会等で習得した防犯に関する知識を活用し、地域が一体となって、防犯パトロールなど地域防犯活動の実施に努めます。

イ 身の回りの安全点検

「自らの安全は自らで守る」ことを基本に、防犯に関する研修会等で習得した防犯に関する知識を活かし、防犯の視点を取り入れた住まいづくりなど、身の回りの安全点検を行います。

ウ 地域における安全点検

自らの地域は自らで守っていけるよう、住民がお互いに連携・協力し、地域の安全点検を行うとともに、地域安全マップを作成することによって、地域コミュニティ意識の向上を図ります。

(3) 私有地及び建物の適正な維持管理

土地や建物を所有又は管理している市民は、安全な環境を保持するため、土地や建物の適正な維持管理や安全点検を実施します。また、空き家や空き店舗となった建物についても適正な維持管理や定期的な安全点検を行います。

(4) 学校等における安全対策の推進

ア 登下校時等における子どもの安全確保

保護者や学校等の管理者並びに市と連携し、登下校時の声かけ運動、緊急時の避難・保護、児童等への助言、警察等への通報・連絡等の実践に努めます。

イ 「こども（かけ込み）110番の家」等への協力

子どもたちが危険を感じたときに駆け込み、身の安全を確保できるよう、「こども（かけ込み）110番の家」等の指定に積極的に協力します。

ウ 施設及び通学路周辺の安全点検

定期的に施設及び通学路周辺を点検し、施設管理者等との情報の共有化を行います。

第3期基本計画（案）

オ 高齢者、障がいのある人を対象とした防犯対策の実施

高齢者や障がいのある人が犯罪の被害にあわないよう、市、警察、関係機関、町内会（自治会）、事業者等と連携して、地域全体で防犯対策を推進します。特に、高齢者を狙った特殊詐欺については、関係機関等と連携し、地域での効果的な被害未然防止対策の推進に努めます。

カ 人材育成への協力

ア 防犯リーダー育成への協力

地域における防犯活動を推進する原動力となる人材を育成するため、市や警察等が開催する人材育成の研修会・講演会等への積極的な参加に努めます。

(1) 防犯リーダーを中心とした防犯対策の推進

変更なし

キ 推進体制への参加・協力

変更なし

(3) 事業者の取り組み

事業者は、その事業を行うにあたり、安全で安心して暮らせるまちづくりのために必要な措置を講ずるとともに、地域住民と一体となって地域における防犯活動に取り組みます。

ア 知識の習得と啓発活動への参加

ア 防犯意識の高揚

変更なし

(1) 防犯知識の習得

変更なし

(2) 啓発活動への参加

変更なし

第2期基本計画（現行）

(5) 高齢者、障がいのある人を対象とした防犯対策の実施

高齢者や障がいのある人が犯罪の被害者にならないよう、地域で連携して、地域防犯活動の実践に努めます。特に、近年増加傾向にある高齢者を狙った特殊詐欺については、地域での効果的な防犯対策の推進に努めます。

(6) 人材育成への協力

ア 防犯リーダー育成への協力

地域防犯活動を推進する原動力となるため、市や警察等が開催する人材育成の研修会・講演会等への積極的な参加に努めます。

イ 防犯リーダーを中心とした防犯対策の推進

防犯リーダーを中心とし、地域における積極的かつ効果的な防犯対策の実施に努めます。

(7) 推進体制への参加・協力

市・事業者・土地所有者等及び関係機関等との連携を強化し、施策を着実かつ円滑に推進するため、連携体制に積極的に参加・協力します。

3 事業者の取り組み

事業者は、その事業を行うにあたり、安全で安心して暮らせるまちづくりのために必要な措置を講ずるとともに、地域住民と一体となって地域防犯活動に取り組みます。

(1) 知識の習得と啓発活動への参加

ア 防犯意識の高揚

市や警察から発信される地域における防犯情報等を積極的に活用し、事業者並びに従業員の防犯意識の高揚に努めます。

イ 防犯知識の習得

市や警察から提供される防犯情報や、防犯に関する研修会・講習会等を積極的に活用し、事業者並びに従業員の防犯知識の習得に努めます。

ウ 啓発活動への参加

市や関係機関が実施する街頭キャンペーンや研修会等、安全で安心して暮らせるまちづくり活動の一環として行われる各種啓発活動へ積極的に参加・協力します。

第3期基本計画（案）

イ 地域における防犯活動への参加・協力等

(7) 地域における防犯活動への参加・協力

地域で行われる防犯パトロールなどの防犯活動へ積極的に参加・協力し、地域住民と一体となって安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に努めます。

(1) 事業所等の安全点検

変更なし

ウ 私有地及び建物等の適正な維持管理

(7) 土地や建物の適正な維持管理

変更なし

(1) 施設等の防犯対策

変更なし

エ 学校等における安全対策の推進

(7) 登下校時等における子どもの安全確保

変更なし

(1) 「こども（かけ込み）110番の店」等への協力

変更なし

オ 高齢者、障がいのある人を対象とした防犯対策の実施

高齢者や障がいのある人が犯罪の被害にあわないよう、地域と連携して、防犯活動の実践に努めます。

特に、高齢者を狙った特殊詐欺については、事業所での声かけなど被害未然防止対策の実施に積極的に協力します

カ 人材育成への協力

地域における防犯活動を推進する原動力となる人材を育成するため、市や警察等が開催する人材育成の研修会・講演会等へ積極的に参加し、事業所における防犯リーダーの育成に協力します。

第2期基本計画（現行）

(2) 地域防犯活動への参加・協力等

ア 地域防犯活動への参加・協力

地域で行われる防犯パトロールなど地域防犯活動へ積極的に参加・協力し、地域住民と一体となって安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に努めます。

イ 事業所等の安全点検

事業所において、自分たちの地域は自分たちで守っていけるよう、地域と連携・協力して、事業所及び地域の安全点検に努めます。

(3) 私有地及び建物等の適正な維持管理

ア 土地や建物の適正な維持管理

事業者が所有又は管理している土地や建物の安全な環境を保持するため、土地や建物の適正な維持管理及び安全点検を実施します。

イ 施設等の防犯対策

防犯に配慮した施設や設備の整備が求められており、特に、共同住宅や駐車場については、ピッキングなどに強い鍵の設置や防犯カメラ、防犯灯の整備等防犯対策に努めます。また、空き店舗となった建物についても、適正な維持管理や定期的な安全点検を行います。

(4) 学校等における安全対策の推進

ア 登下校時等における子どもの安全確保

保護者や学校等の管理者並びに市と連携して、登下校時における子どもの安全対策として、声かけ運動、緊急時の避難・保護、児童等への助言、警察等への通報・連絡等の実践に努めます。

イ 「こども（かけ込み）110番の店」等への協力

子どもたちが危険を感じたときに駆け込み、身の安全を確保できるよう、「こども（かけ込み）110番の店」等の指定に積極的に協力します。

(5) 高齢者、障がいのある人を対象とした防犯対策の実施

高齢者や障がいのある人が犯罪の被害者とならないよう、地域と連携して、地域防犯活動の実践に努めます。

特に、近年増加傾向にある高齢者を狙った特殊詐欺については、事業所での被害防止の実施に積極的に協力します。

(6) 人材育成への協力

地域防犯活動を推進する原動力となるため、市や警察等が開催する人材育成の研修会・講演会等へ積極的に参加し、事業所における防犯リーダーの育成に協力します。

第3期基本計画（案）

キ 推進体制への参加・協力

変更なし

(4) 土地所有者等の取り組み

土地所有者等は、本市に所有又は管理する土地及び建物の適正な維持管理を行うことにより、犯罪が起こりにくい環境の保持を行います。

ア 防犯知識の習得

変更なし

イ 土地や建物の適正な維持管理と防犯対策

(ア) 土地や建物の適正な維持管理

変更なし

(1) 施設等の防犯対策

変更なし

ウ 推進体制への参加・協力

変更なし

第2期基本計画（現行）

(7) 推進体制への参加・協力

市・市民・土地所有者等及び関係機関等との連携を強化し、施策を着実かつ円滑に推進するため、連携体制に積極的に参加・協力します。

4 土地所有者等の取り組み

土地所有者等は、本市に所有又は管理する土地及び建物の適正な維持管理を行うことにより、犯罪が発生しにくい環境の保持を行います。

(1) 防犯知識の習得

市や警察から提供される防犯情報や、防犯に関する研修会・講習会等を積極的に活用し、防犯知識の習得に努めます。

(2) 土地や建物の適正な維持管理と防犯対策

ア 土地や建物の適正な維持管理

所有又は管理している土地や建物の安全な環境を保持するため、土地や建物の適正な維持管理及び定期的な安全点検を実施します。

イ 施設等の防犯対策

防犯に配慮した施設等を整備することが求められており、特に、共同住宅や駐車場については、ピッキングなどに強い鍵の設置や防犯カメラ、防犯灯の整備等防犯対策に努めます。また、空き家・空き店舗となった建物についても、適正な維持管理や定期的な安全点検を行います。

(3) 推進体制への参加・協力

市・市民・事業者及び関係機関等との連携を強化し、施策を着実かつ円滑に推進するため、連携体制に積極的に参加・協力します。

2 再犯防止対策の推進

犯罪をした人等の中には、矯正施設の出所後に、必要な福祉的支援が受けられなかったり、住居や就労先の確保が出来ないために、社会生活に馴染めず、生活に困窮したり精神的に追い詰められたりして孤立した結果、再犯に至ってしまうという悪循環に陥る人もいます。

本市では「鳥取市再犯防止推進計画（令和7年3月改定）」（※1）に基づき、鳥取県地域生活定着支援センター、保護司会、更生保護給産会などの関係機関と協力連携して犯罪をした人等の社会復帰を支援するとともに、更生保護女性会、BBS会（※2）、協力雇用主等の更生保護ボランティア活動への市民の参加や理解を得ながら、犯罪をした人等が地域社会から孤立することなく、再び社会を構成する一員となることで再犯の防止につなげ、安全で安心して暮らせる社会の実現を図ります。

※1 令和4年3月に「鳥取市第2次地域福祉計画・第4次地域福祉推進計画」に内包させる形で策定されました。本市では、この計画を、「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に規定する市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（地方再犯防止推進計画）として位置付けています。

※2 BBS（Big Brothers and Sisters Movementの略）とは、非行少年等様々な立場の少年に「兄」や「姉」のような立場で接し、一緒に悩み、一緒に学び、一緒に楽しむことを通じて、少年の立ち直りや自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体です。（法務省資料引用）

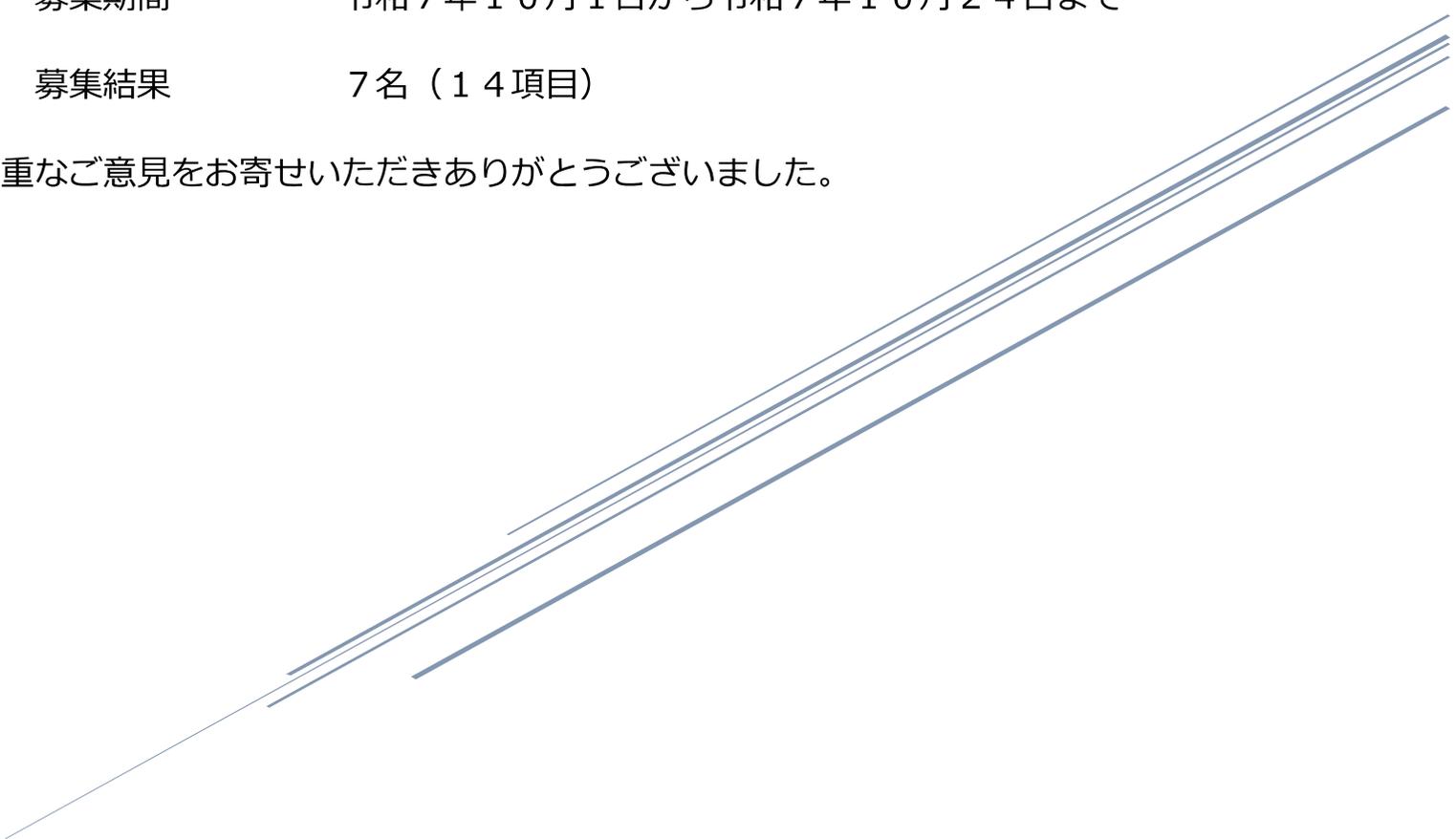
第3期基本計画（案）	第2期基本計画（現行）
<p data-bbox="178 183 785 273">第5章 基本計画を推進するにあたって</p> <p data-bbox="124 309 466 353">1 実施計画の策定</p> <p data-bbox="188 403 303 436">変更なし</p> <p data-bbox="124 510 785 600">2 鳥取市安全で安心なまちづくり推進協議会</p> <p data-bbox="188 649 303 683">変更なし</p> <p data-bbox="124 828 545 873">3 庁内連携体制の充実</p> <p data-bbox="188 922 303 956">変更なし</p> <p data-bbox="124 1034 609 1079">4 基本計画の変更について</p> <p data-bbox="188 1120 303 1153">変更なし</p>	<p data-bbox="896 183 1503 273">第5章 基本計画を推進するにあたって</p> <p data-bbox="833 309 1168 353">1 実施計画の策定</p> <p data-bbox="865 358 1487 459">基本計画の施策の具体的な実施指針となる短期計画としての実施計画を策定し、計画的、効果的な推進を図ります。</p> <p data-bbox="833 497 1487 586">2 鳥取市安全で安心なまちづくり推進協議会</p> <p data-bbox="865 591 1487 761">鳥取市安全で安心なまちづくり推進協議会では、安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に関する基本的事項について調査・審議して、より実情に沿った取り組みが、的確かつ効果的に実施できるよう協議します。</p> <p data-bbox="833 801 1248 846">3 庁内連携体制の充実</p> <p data-bbox="865 851 1487 985">本市においても、安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に関する施策を行う関係部局が連携し、各施策等を円滑に実施できるよう、庁内連携体制を強化し、実効的な推進を図ります。</p> <p data-bbox="833 1025 1327 1070">4 基本計画の変更について</p> <p data-bbox="865 1075 1487 1176">基本計画は、今後の犯罪の態様や発生状況、社会環境の変化などに検討を加え、必要に応じて修正を行うものとします。</p>

「第3期鳥取市安全で安心なまちづくり基本計画（案）」に対する市民政策コメント

の結果について

- 1 募集期間 令和7年10月1日から令和7年10月24日まで
- 2 募集結果 7名（14項目）

貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございました。



番号	意見種別	ご意見の内容	市の考え方
1	計画全般に関する こと	<p>基本計画にはおおむね賛成。</p> <p>刑法犯認知件数と再犯率の資料から、犯罪をした人の約半数が再び罪を犯している状況と書かれているが、鳥取市は約 55%で推移している。半数といえば半数ではあるが、日本全体では約 48%のようです。単純に比較してどうだと言いきれないが、少なくとも鳥取市の再犯率は全国よりも多いとも言える。この辺りまで言及して、原因を考察し、鳥取市独自の計画を立てることが大切ではないかと思う。言い換えれば、国からの方針に沿って、深く考察する事なく、第3期を策定しようとしているように感じる。ただ、市行政の条例の作り方にそれほど明るくないのだが、この基本計画の上に市独自の条例を予定されているのであれば、条例で良いものにしていただきたい。</p>	<p>鳥取市の再犯者率が全国平均と比較して高い原因については、検挙人数、罪種、地域の人口や年齢構成、地域性など様々な要因が影響しているものと想定されるところです。</p> <p>それら複数の要因がある中で、本市の再犯の防止に関する施策をまとめた「鳥取市再犯防止推進計画（以下「再犯防止計画」といいます。）」では、「福祉的支援が受けられない」、「社会的な孤立」、「生活の困窮」など、市として対応が可能と考えられる要因に対処していくため、市、更生保護機関、関係団体及び市民等が連携し、或いはそれぞれの立場で再犯防止に資する施策を推進していくこととしています。</p> <p>本基本計画案では、再犯防止対策の推進が、安全で安心なまちづくりを推進していく上での重要な要素であるとの認識から、再犯防止計画と整合を図りながら施策を推進することとしました。</p> <p>基本計画案の施策の推進については、別に策定する「鳥取市安全で安心なまちづくり実施計画」（以下「実施計画」といいます。）において、具体的な施策を実施する過程で生じる課題を把握し、課題の解決に努めながら再犯者数及び犯罪発生件数の逡減につなげていきたいと考えています。</p>
2	計画全般に関する こと	<p>住みやすい環境のため、見通しの確保、防犯灯設置、防犯カメラ設置など、具体的な整備について、政策の方向性としては十分理解できるが、これらを設置するには相当の予算が必要である。これほど人口減少社会に突入し、これからますます減少加速する今、どれほどの予算をかけることができるのか、甚だ疑問に感じる。取り組んでいる姿勢が伝わる程度の小規模になるのだらうと想像します。市税も減少するし、国からの交付金も人口に合わせて減少するのだから。しかし、</p>	<p>市民の皆様が、安全で安心して暮らせる鳥取市を実現していくためには、犯罪が起りにくい都市環境の整備が重要な要素となります。</p> <p>防犯に資する施設・設備の整備に関する具体的な施策については、今後策定する実施計画において検討することとなりますが、事業の必要性や効果を見極めながら、有利な財源の活用や県など関係機関との連携による効果的な予算執行などに意を用い、安全で安心なまちづくりのために真に必要な事業を推進してまいります。</p>

		<p>政治家は「これやります、あれやります」の税金を使うことばかり言いたがるものです。議会で議論し決定されるものですが、鳥取市としては鳥取市民の全体最適に意識して議会に諮っていただきたい。無駄な補助金、一部の既得権益は一旦白紙にするくらいの方針でなければ、この計画は良いものにならないと危惧している。</p>	
3	防犯カメラに関する事	<p>防犯カメラはあくまでも防犯を目的としており、地域住民の監視とにならないように留意して設置してほしい。</p> <p>また、通信費のかからない市の無線 LAN を活用して、セキュリティ対策対応のクラウド録画可能な機器が最善と思う。</p>	<p>防犯カメラは、犯罪とは無関係の市民の皆様のご日常生活の映像等が本人の了解を得ないままに記録されることから、プライバシーの保護に十分に留意することが必要となります。</p> <p>このため、本市では、本市が策定した「市有施設防犯カメラ整備方針」、鳥取県が策定した「防犯カメラ設置及び運用に関する指針」や個人情報保護法に基づいて、市有施設への効果的な防犯カメラの整備に努めてまいります。</p>
4	防犯カメラに関する事	<p>防犯カメラは、市施設には設置が推進されていますが、主要道路の監視も必要です。コンビニやスーパーに依頼して、道路の監視もできるようにすることが、犯罪防止やすみやかな摘発に通じると考えます。</p>	<p>防犯カメラは、犯罪の未然防止や発生した犯罪の早期検挙に資するものですが、その反面、犯罪とは無関係の市民の皆様のご日常生活の映像等が本人の了解を得ないままに記録されることから、プライバシーの保護に十分に留意しながら設置することが求められます。</p> <p>本市では、鳥取県が策定した「防犯カメラ設置及び運用に関する指針」や個人情報保護法に基づいて、事業者、地域団体、市民等に対する啓発活動を推進しながら、犯罪が起こりにくい都市環境の整備に努めてまいります。</p>
5	防犯カメラに関する事	<p>テレビで見る犯罪のニュースが、鳥取でも件数が増えているということから、より身近に感じた。防犯対策のための防犯カメラ設置費用の補助は、高齢者もだが、小学生で一人で下校し留守番する児童も増えているため(核家族で共働きまたは1人親世帯で、就労時間の関係で下校時間に不在の場合が多いと思う)その世帯にも補助があればあ</p>	<p>令和6年度から、鳥取県が県内市町村と連携し、犯罪のターゲットとして狙われやすい高齢者世帯を対象とした防犯機器の設置費用に対して助成されているものであり、この補助対象の拡大については、事業効果の検証や様々なニーズなどを総合的に勘案され検討されるものと考えています。</p>

		りがたい。児童手当もあるが、やはり物価高にて生活費があがっているため、どうしてもパートやアルバイトでは厳しく、補助があって欲しい。	犯罪の多様化・巧妙化、被害者の多世代化が進む中で、本市としましては、まずは幅広い世代の皆様の防犯意識を一層高めることが重要であると考えており、「自らの安全は自らで守り、地域の安全は住民が協力して守る」の基本的な考え方のもと、各主体による防犯の取組の充実・強化が図られるよう施策を推進してまいります。
6	防犯灯、防犯カメラに関すること	街灯や防犯カメラを設置する。	本市では、犯罪の抑止に資する防犯灯や防犯カメラの整備促進を図っているところです。引き続き、これらの取組を進め、犯罪が起こりにくい都市環境の整備に努めてまいります。
7	防犯灯、防犯カメラに関すること	地域の防犯には努力するが、そのためには市で防犯カメラ、防犯灯を設置すべきと思う。防犯灯の維持費は地域にとって負担が多い。	防犯カメラは、各施設所有者が防犯上必要な箇所に、プライバシーをはじめとする個人の権利を侵害しないよう十分留意しつつ整備すべきものと考えています。 また、防犯灯は、地域からのご要望に応じて市が整備し、地域に維持管理費をご負担いただいております。市は、地域の皆様の防犯灯の維持管理をはじめ地域活動にかかる負担を軽減するための様々な支援制度を講じているところです。
8	防犯灯、防犯カメラに関すること	結論から言うと犯罪が起きないように、街灯と防犯カメラを増やす。また、各家庭に防犯カメラを無償で設置するなどして犯罪が起きにくいようすることが大事だと思います。協力する家庭には、カメラの故障や取り換えも無償にして住民にお金がかからないようにしながら、住民税の一部減額等のメリットがあるようにすれば設置もできると感じます。財源は新たに防犯税のようなもの1人当たり月50円から100円程度負担してできれば、住民の反対も少ないのではないのでしょうか。	行政が個人の家屋に防犯カメラを設置するとともに、記録情報を管理することは困難です。 本市としましては、今後も、市民の皆様や地域の防犯設備等の整備促進を図ってまいります。
9	防犯灯に関すること	防犯灯は各自治会の維持管理、電気料金負担を前提として設置し、	防犯灯の仕様については、コストや効果、取扱事業者、既設設備の対

	と	また LED 化するという記述でした。地域住民は高齢化し人口減少している状況において、自治会で電気料金等のランニングコストを負担し続けることは持続可能ではないと思う。もちろん市の予算にも限りがある。なので、ソーラー式の防犯灯を積極的に設置を進めるのが良いのではないかと思う。また、街灯や道路灯はそれぞれ設置基準があり、何処でもいくらかでも設置する事はできないと思いますが、将来を見据えるとコンパクトシティは避けて通れないと考えますので、可能な限りその方向に向けて設置を進める必要がある。	<p>応など様々な観点から検討する必要があると考えます。</p> <p>また、道路照明灯については、交通安全を目的に、引き続き設置基準に基づき整備してまいります。</p>
10	広報に関すること	防犯カメラを個人宅に設置する場合に「鳥取市犯罪から市民を守る防犯機器購入補助金」を知りました。市報で広報されていると思いますが、全く気付きませんでした。デジタルメディアをもっと有効活用してほしい。	<p>鳥取市犯罪から市民を守る防犯機器購入補助金については、とっとり市報をはじめ、市公式ウェブサイト、市公式 LINE、ケーブルテレビによる文字放送等で広報を行っているところです。また、各種団体への説明や、防犯機器販売店にも周知の協力依頼を行うなど、様々な広報活動に取り組んでいます。今後も、市民の皆様に様々な機会を通じた呼びかけや、デジタル媒体など各種広報手段を活用した積極的な広報に努めてまいります。</p>
11	広報に関すること	不審者情報などをタイムリーに届くように強化してほしい。鳥取県のあるしんトリピーナビはあるが、主に防災情報だ。犯罪の可能性のある事案をタイムリーに届くようなシステムがあれば、安心で暮らしのクオリティは向上すると思う。	<p>鳥取県が提供する総合防災アプリ「あんしんトリピーナビ」は、防災情報や公共交通情報、ライフライン情報のほか、詐欺等犯罪の注意喚起など防犯に関する情報も適時提供されています。</p> <p>本市においては、鳥取市防災アプリを活用して、市民の生命、身体に危険が及ぶ恐れがある情報を提供するとともに、小中学校・義務教育学校では、マチコミメール等保護者連絡ツールにより不審者情報等緊急事案を保護者や生徒、地域関係者等に即時にお知らせする連絡手段を構築しているところです。</p> <p>今後も、市民の皆様に各種広報媒体を活用して安全・安心に関する情報を速やかに提供できるよう努めてまいります。</p>

12	空き家等対策に関すること	<p>空き家を活用や解体する。 空き地を活用や保全する。</p>	<p>本基本計画案では、十分な管理が行われず放置された空き家等で、倒壊の危険性や不審者の侵入など防犯上の問題となるものについて、「鳥取市空家等対策計画」等に基づき、空き家等の所有者等に対し適正な管理を促していくとともに、市有地についても、安全な環境を保持するため、適正な管理に努めることとしています。</p> <p>また、空き家バンクへの登録やイベント等での活用により、空き家等の適正な管理を促進し、事故や犯罪発生の起点とならないよう努めてまいります。</p>
13	その他	<p>不定期で草刈りはしていただいておりますが、人が通行できないほどの雑草と苔と樹木枝に覆われたままの歩道がありますが、その場所全体が暗く荒れた印象になるため、手入れをしてもらいたいです（覚寺口の山沿い）。また、草は刈っていただけていても、その上の樹木の枝が道を覆っていて、車線をはみ出さないと通行できない箇所は危険に思えます（円護寺トンネル前後の道）。草刈りと共に思い切った樹木の刈り込み、枯れ枝の除去などもお願いしたいです。</p>	<p>本基本計画案は、犯罪を未然に防止することによって、安全で安心なまちづくりを推進することを目的としたものです。</p> <p>道路の安全かつ円滑な通行環境の確保は、道路管理者が行うものと考えますので、各道路管理者にご相談いただきますようお願いいたします。</p>
14	その他	<p>鳥獣対策</p>	<p>本基本計画案は、犯罪を未然に防止することによって、安全で安心なまちづくりを推進することを目的としたものです。</p> <p>有害鳥獣対策が必要であるとのことご意見と推察しますので、市政運営の参考とさせていただきます。</p>

鳥取市安全で安心なまちづくり表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、鳥取市安全で安心なまちづくり推進条例（平成17年条例第53号。以下「条例」という。）第15条に規定する表彰（以下「本表彰」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰基準)

第2条 本表彰の基準は、別表のとおりとする。

2 本表彰の対象者は、安全で安心なまちづくり功労者表彰推薦書（様式第1号又は様式第2号）により推薦のあった者とする。

(表彰)

第3条 本表彰は、表彰状に記念品を添えて行うものとする。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、本表彰について必要な事項は、市民生活部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月18日から施行する。

別表（第2条関係）

表彰種別	表 彰 基 準
1 個人	<p>(1) 安全で安心なまちづくりの推進に特に寄与若しくは貢献した個人であること。</p> <p>(2) 年間を通して、安全で安心なまちづくりに関する活動を継続して行っていること。ただし、通算10年以上活動を継続していること。</p> <p>(3) 人格円満で他の模範と認められること。</p> <p>(4) 過去3年間に刑事処分、行政処分等を受けたことがないこと。また市税の納付状況について滞納がある者については、表彰者から外すものとし、完納後、表彰対象者とする。これについては、自己申告書（様式第3号）によって判断するものとする。</p> <p>(5) 常勤の一般職及び特別職の市職員については、退職者のみ表彰対象とする。</p>
2 団体	<p>(1) 安全で安心なまちづくりの推進に特に寄与若しくは貢献した団体であること。</p> <p>(2) 年間を通して、安全で安心なまちづくりに関する活動を継続して行っていること。ただし、通算10年以上活動を継続していること。</p>

様式第1号（第2条関係）

安全で安心なまちづくり功労者表彰 推薦書

種別	個人	
(ふりがな)		
氏名		
生年月日	明・大・昭・平	年 月 日生 (満 歳)
現住所		
職業(役職)		
功績事項	1 概要 2 具体的内容	
防犯等 表彰履歴 (表彰名・年月日)		
人格円満で 他の模範と 認められる 具体的事項		
上記のとおり推薦します。 年 月 日 (推薦者名) <p style="text-align: right;">印</p> 鳥取市長 様		

様式第2号（第2条関係）

安全で安心なまちづくり功労者表彰 推薦書

種 別	団 体	
(ふりがな)		
団 体 名		
代表者氏名 及び職名		
所 在 地		
設立年月日	年	月 日
構成員及び 人員・体制		
組 織 図	別紙のとおり	
沿 革		
活 動 状 況 及 び 功 績 事 項	<p>1 活動状況</p> <p>2 功績事項</p> <p>(1) 概要</p> <p>(2) 具体的内容</p>	
防 犯 等 表 彰 履 歴 (表彰名・年月日)		
<p>上記のとおり推薦します。</p> <p>年 月 日</p> <p>(推薦者名)</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>鳥 取 市 長 様</p>		

様式第3号（別表関係）

自己申告書

1 刑事処分の有無（道路交通法違反及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反による罰金刑を含む。）

有 ・ 無 （いずれかを○で囲む）

2 破産宣告又は破産手続き開始決定の有無

有 ・ 無 （いずれかを○で囲む）

3 その他行政処分の有無

有 ・ 無 （いずれかを○で囲む）

4 市税等滞納の有無

有 ・ 無 （いずれかを○で囲む）

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

（住 所）

（氏 名）

（生年月日）

鳥 取 市 長 様

次期基本計画策定までのスケジュールについて

資料 4

時期	令和6年度				令和7年度												令和8年度
	7~9月	10月	11~12月	1~3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月~
安全で 安心な まちづくり 推進協議会	★委員委嘱【7/26】																
	★①協議会【7/26】 ・委員互選 ・概要説明等 【9/1~9/30】 ①委員意見徴収 ②第2回日程調整																
鳥取市	★②協議会【11月】 ・表彰選考 ・今期基本計画の検証 ・次期基本計画の検討 (委員から意見を整理)																
	①協議会 ・実施計画R6実績 ・基本計画 (骨格案) ・基本計画 スケジュール																
②協議会 ・基本計画(素案)																	
③協議会 ・基本計画 (最終案) ・表彰選考																	
★表彰式 ★基本計画策定【R8~17】 ☆第12次 鳥取市総合計画【R8~17】																	
基本計画、実施計画に基づく施策実施																	
次期実施計画 見直し																	